「第８期西脇市障害福祉計画」及び「第４期西脇市障害児福祉計画」の策定方針

第１章 計画の策定に当たって

１ 計画策定の趣旨

（１）計画の趣旨

障害の重度化と障害のある人の高齢化が進行し、障害福祉のニーズがますます複雑多様化する中、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が求められています。

国においては、平成18（2006）年の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」といいます。）の施行、平成30（2018）年の改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法の施行をはじめ、全ての障害のある人が、基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な支援制度の整備を進めており、近年においても、令和６（2024）年の地域生活支援の強化（改正障害者総合支援法）、児童発達支援センターの類型一元化（改正児童福祉法等）など、更なる充実が図られてきたところです。

一方、本市では、令和６（2024）年３月に国の動向等を踏まえながら西脇市障害者基本計画を策定し、基本理念「互いに尊重し合い 住みたい地域で 自分らしく暮らせるまち にしわき」の実現を目指し、関係機関や地域と連携した取り組みを進めるとともに、当該計画と「障害福祉計画（障害者総合支援法第88条第１項）」及び「障害児福祉計画（児童福祉法第33条の20第１項）」を一体的に策定し、障害福祉サービスの提供体制の確保をはじめとした障害者福祉施策の推進に取り組んできたところです。

こうした中、国において、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（令和８（2024）年３月31日告示）が改正され、福祉施設等からの地域生活や一般就労への移行、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、障害児支援の提供体制の整備等、相談支援大永の充実・強化等、障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上など、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等のより円滑な実施が求められています。

本市においては、本市の障害者施策の基本的な方向性を示す西脇市障害者基本計画を引き続いて推進するとともに、令和６（2024）年３月に策定した「第７期西脇市障害福祉計画」及び「第３期西脇市障害児福祉計画」の終期が令和８年度末に到来することから、国の指針や県の計画、社会情勢・ニーズの変化、本市における障害福祉サービス等の利用実績等を踏まえながら、新たに「第８期西脇市障害福祉計画」及び「第４期西脇市障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

（２）国及び県の動向

国では、令和６（2024）年４月に改正障害者総合支援法、改正児童福祉法及び障害者差別解消法の施行、令和７（2025）年７月には、改正災害対策基本法の施行、令和８（2026）年４月には、高次脳機能障害者支援法の施行、同年７月には、改正障害者雇用促進法に基づく法定雇用率の引き上げが実施されるなど、障害を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、兵庫県においては、障害の有無や年齢・性別等にかかわらず、誰もが安心して暮らすことができるユニバーサル社会の実現に向けて、県民、関係機関、支援団体及び行政等が取り組むべき総合指針として「ひょうご障害者福祉計画」を策定し、諸施策を展開しています。

■令和６（2024）年以降の国における動向

年	内容
令和６(2024)年	「障害者総合支援法」改正（４月施行） 〇地域生活の支援体制の充実　等 「児童福祉法」改正（４月施行） 〇児童発達支援センターの類型一元化　等 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」（４月施行） 〇情報アクセシビリティの向上　情報格差の是正　等 「障害者差別解消法」改正（４月施行） 〇事業者による合理的配慮の提供が義務化 「精神保健福祉法」改正（４月施行） 〇自治体の相談支援の対象見直し　等
令和７(2025)年	「災害対策基本法」改正（６月施行） 〇福祉的支援等の充実、ボランティア団体との連携、防災ＤＸ・備蓄の推進　等
令和８(2026)年	「高次脳機能障害者支援法」（４月施行） 〇相談支援体制の整備、専門的な医療機関の確保、地域協議会設置の推進 「障害者雇用促進法」（７月～実施） 〇法定雇用率引き上げ

2 計画の位置付け

（１）計画の法的根拠と障害者基本計画との関連

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第88条第１項において、市町村は障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（市町村障害福祉計画）を定めることとされており、地域の実情を踏まえた適切な障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供に向け、数値目標を定めるとともに、障害福祉サービス等の見込量及びその見込量確保のための方策を定めることとされています。

また、児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第33条の20第１項においては、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（市町村障害児福祉計画）を定めるものとされており、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標を定めるとともに、指定通所支援又は 指定障害児相談支援の見込量及びその見込量確保のための方策を定めることとされています。

なお、障害者基本法第11条第３項の規定に基づき策定する「西脇市障害者基本計画」と「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」は、相互に密接な関係があり、関連して施策展開を図るべきものであることから、本計画の策定に当たっても、「西脇市障害者基本計画」の基本理念や障害者施策の現状と課題を踏まえて策定します。

★障害者基本計画の基本理念・基本目標

令和６（2024）年３月に策定した「西脇市障害者基本計画」では、「互いに尊重しあい 住みたい地域で 自分らしく暮らせるまち にしわき」を基本理念としています。

また、この基本理念を達成するため、３つの基本目標と目標ごとの施策、５つの重点取組を設定し、障害者施策の推進を図っています。

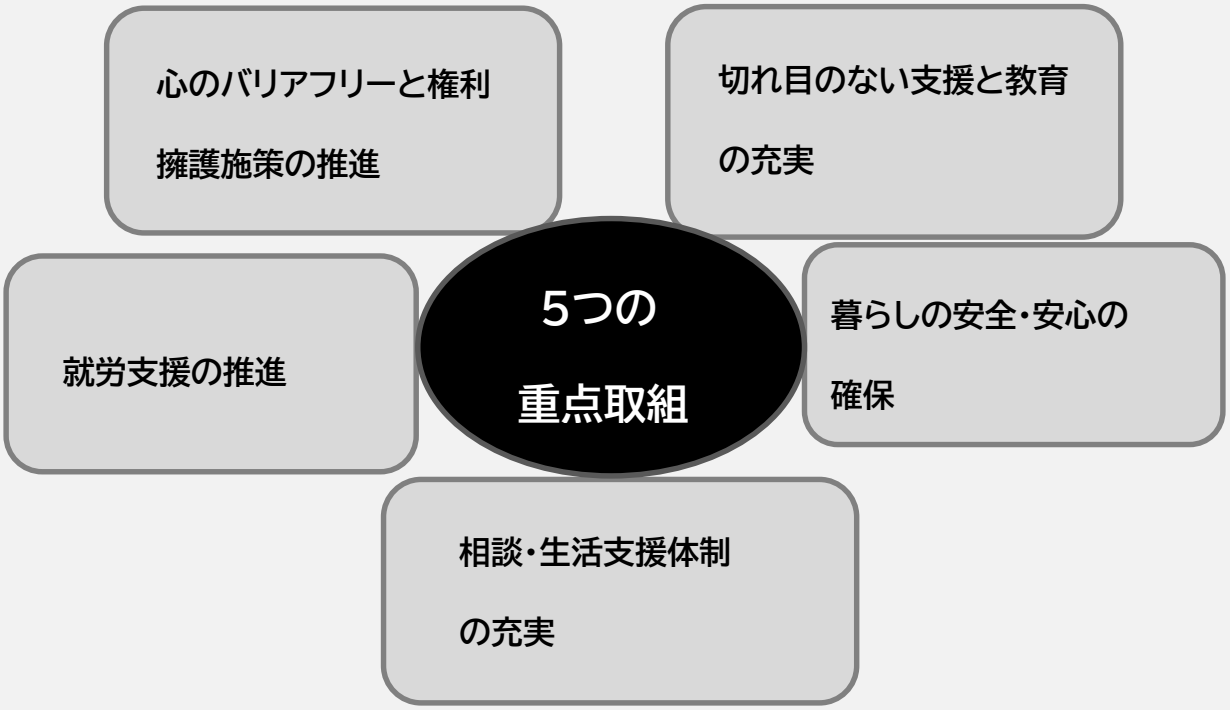
基本理念

互いに尊重しあい 住みたい地域で
自分らしく暮らせるまち
にしわき

基本目標

- Ⅰ ひとりひとりが尊重される社会をめざして
- Ⅱ 自分らしい暮らしをめざして
- Ⅲ 共に支え合う地域をめざして

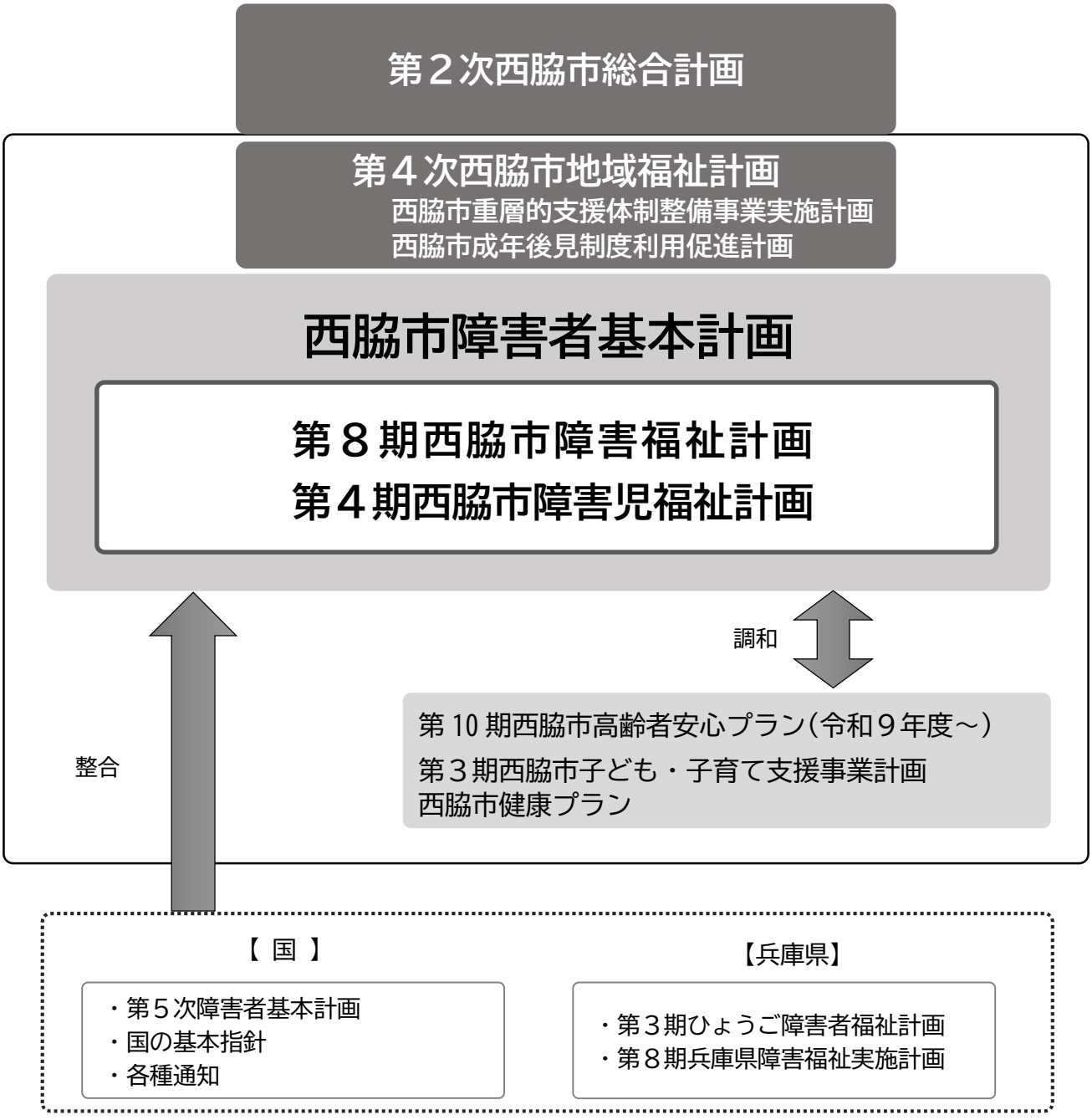
★重点取組



（２）他計画との関連

本計画は、本市の最上位計画として新たに策定された「第２次西脇市総合計画・後期基本計画（計画期間：令和７（2025）年度～令和12（2030）年度）」の個別行政計画として位置付けられます。総合計画が掲げる将来像である「つながり はぐくみ 未来織りなす 彩り豊かなまち にしわき」の実現に向けて、障害福祉の分野からその推進を図るものです。

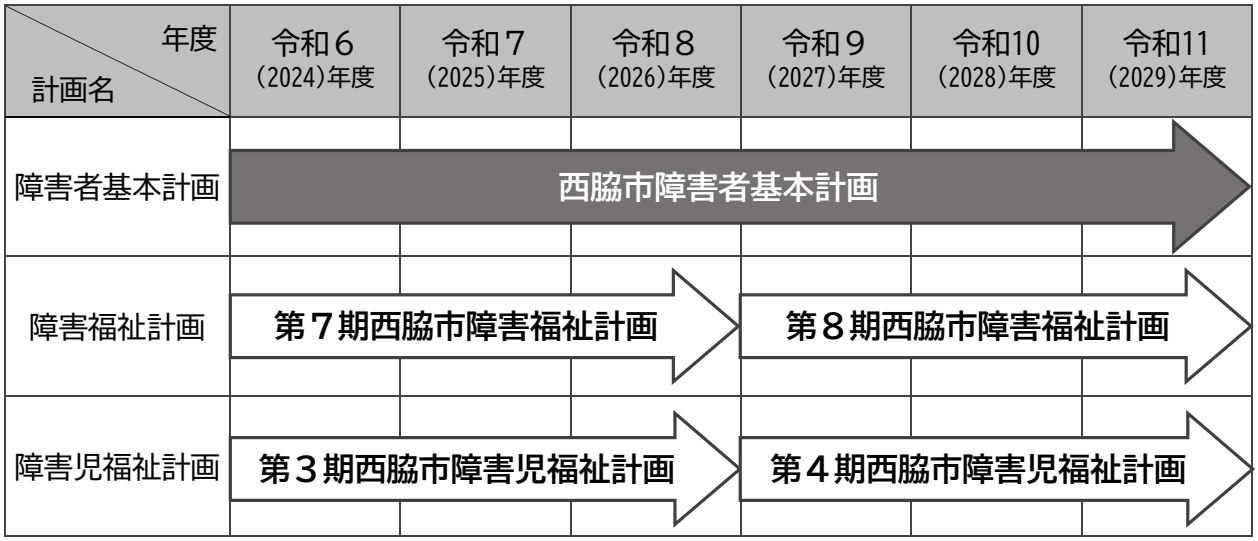
また、「第10期西脇市高齢者安心プラン（西脇市高齢者福祉計画・介護保健事業計画」、「第３期西脇市子ども・子育て支援事業計画」、「西脇市健康プラン（西脇市健康増進計画）」などをはじめとした関係計画との整合・調和を図っています。



3　計画の期間

「西脇市障害者基本計画」は、令和６（2024）年度から令和11（2029）年度までの６年間を計画期間としています。今回策定する「第８期西脇市障害福祉計画」及び「第４期西脇市障害児福祉計画」は、国の新たな基本指針に基づき、令和９（2027）年度から令和11（2029）年度までの３年間を計画期間とします。

この期間は「西脇市障害者基本計画」の後半３年間と合致しており、基本計画が定める施策の方向性との整合を図りながら一体的に推進します。



4　計画の策定体制

（1）意見の反映

計画の策定に当たり、障害のある人等のニーズを的確に把握するため、関係団体や事業所へのアンケート調査を実施するとともに、西脇市障害者基本計画策定時の当事者等へのアンケート調査結果を基に実態を把握しました。

さらに、計画案についてパブリックコメントを実施し、広く意見を聴取しました。

（2）障害者地域支援協議会の開催

当事者家族会、保健・医療・福祉関係者、ボランティアグループ、行政関係者等により構成された「西脇市障害者地域支援協議会」において、現状・課題分析をはじめ、計画の方向性、目標達成に向けた方策の在り方等に関する検討を行いました。